

【医療保険 訪問看護利用料金表 (非課税)】

2020年4月1日

☆基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。各種保険証をご提示下さい。

訪問回数\負担割合		1割負担	2割負担	3割負担
1日目	基本療養費	560円	1,110円	1,670円
	管理療養費	740円	1,490円	2,230円
2日目以降	基本療養費	560円	1,110円	1,670円
	管理療養費	300円	600円	900円
同日2回目	同一建物内1~2人	450円	900円	1,350円
	同一建物内3人以上	400円	800円	1,200円
同日3回以上	同一建物内1~2人	800円	1,600円	2,400円
	同一建物内3人以上	720円	1,440円	2,160円

* 週の利用回数が4回以上となった場合（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を除く）、1日増える毎に別途、次の通り加算いたします。（回数は月初めから数えます。）

1割負担+100円・2割負担+200円・3割負担+300円

	1割負担	2割負担	3割負担
緩和ケア(1月につき)	1,290円	2,570円	3,860円
褥瘡ケア(1月につき)	1,290円	2,570円	3,860円
外泊時訪問看護(1回につき)	850円	1,700円	2,550円

・下記について該当する場合、その都度次の料金をご請求いたします

		1割負担	2割負担	3割負担	
緊急時訪問看護加算		270円	530円	800円	
長時間訪問看護加算		520円	1,040円	1,560円	
乳幼児加算		150円	300円	450円	
複数名 訪問看護 加算	看護師等	同一建物内1~2人	450円	900円	1,350円
		同一建物内3人以上	400円	800円	1,200円
	准看護師	同一建物内1~2人	380円	760円	1,140円
		同一建物内3人以上	340円	680円	1,020円
	看護補助者	同一建物内1~2人	300円	600円	900円
		同一建物内3人以上	270円	540円	810円
	※2回/日	同一建物内1~2人	600円	1,200円	1,800円
		同一建物内3人以上	540円	1,080円	1,620円
	※3回/日	同一建物内1~2人	1,000円	2,000円	3,000円
		同一建物内3人以上	900円	1,800円	2,700円
夜間・早朝訪問看護加算		210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算		420円	840円	1,260円	
退院時共同指導加算		800円	1,600円	2,400円	
特別管理指導加算		200円	400円	600円	
退院支援指導加算		600円	1,200円	1,800円	
在宅患者連携指導加算		300円	600円	900円	
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算		200円	400円	600円	
看護・介護職員連携強化加算		250円	500円	750円	
ターミナルケア療養費 1		2,500円	5,000円	7,500円	
ターミナルケア療養費 2		1,000円	2,000円	3,000円	

・下記について1ヶ月につき、次の料金をご請求いたします

	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費	150円	300円	450円
24時間対応体制加算	640円	1,280円	1,920円
特別管理加算①	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算②	250円	500円	750円

【医療保険対象外のサービスご利用料 (税込)】

☆医療保険対象外実費ご利用料

サービス内容	
交通費	1回の訪問につき、当事業所からご利用者様宅までの往復距離数に応じて実費を徴収いたします。 (1kmにつき 20円 × 往復距離数)
休日料金	1回の訪問につき 1,000円
長時間利用料	サービス提供時間が1時間30分を超えた場合には実費を徴収いたします。 (超過30分につき5,000円)
在宅以外での 訪問看護	1時間30分まで実費10,000円。
受診の同行	1時間につき実費2,000円。 但し医療保険による訪問看護サービス提供日と同日の利用に限ります。
死後の処置料	亡くなられた後のお清め料と処置材料費込みで10,000円を徴収いたします。 医療保険のターミナルケア療養費とは異なります。
キャンセル料	サービス利用日の前日まで 無料 サービス利用日の当日 利用者負担金の100% ※ サービスの利用を中止する際には、当事業所までご連絡をお願いします。但し、ご利用者様の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は不要です。

緩和ケア / 褥瘡ケア (基本療養費Ⅰ)

悪性腫瘍の鎮痛療法・化学療法を行っているご利用者様または真皮を超える褥瘡の状態にあるご利用者様に対して、緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、他の訪問看護ステーションの看護師等またはご利用者様の在宅療養を担う保険医療機関の看護師等と共同して、同一日に訪問看護を行った場合に月1回を限度として算定します。なお、当該所定額を算定する場合においては、同一日に訪問看護療養費は算定しません。

外泊時訪問看護 (基本療養費Ⅲ)

入院中のご利用者様に対して、退院後訪問看護を必要とし、在宅療養に備えて一時的に外泊(1泊2日以上)をする際に訪問看護を行った場合、入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等のご利用者様は、入院中2回)に限り算定します。なお、当該所定額を算定する場合においては、同一日に訪問看護療養費は算定しません。

緊急訪問看護加算

訪問看護計画に基づき定期的に行う訪問看護以外であって、ご利用者様またはそのご家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示により訪問看護を行った場合、1日につき1回に限り所定額に加算します。

長時間訪問看護加算

厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要するご利用者様に対して、1回の訪問看護の時間が1時間30分を超えた場合、週1回(別に厚生労働大臣が定める者においては週3回)に限り所定額に加算します。なお、本加算を算定した日以外の日に、平均的な時間を越える訪問看護を行った際は、実費にて長時間利用料を頂く場合もあります。

乳幼児加算

6歳未満のご利用者様に対して訪問看護を行った場合、1日につき1回に限り所定額に加算します。

複数名訪問看護加算

同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な者として別に厚生労働大臣が定めたご利用者様に対して、ご利用者様またはそのご家族等の同意を得て、看護職員と他の看護師等との同行訪問による訪問看護を行った場合、週1回(看護職員と看護補助者との同行訪問の場合においては週3回)に限り所定額に加算します。

夜間・早朝訪問看護加算 / 深夜訪問看護加算

夜間(午後6時から午後10時まで)または早朝(午前6時から午前8時まで)及び深夜(午後10時から午前6時まで)に訪問看護を開始した場合、それぞれ所定額に加算します。ただし、訪問看護ステーションの都合により当該時間に訪問看護を行った場合は、本加算は算定しません。

退院時共同指導加算 / 特別管理指導加算

訪問看護を必要とするご利用者様が主治医の所属する保険医療機関(介護老人保健施設)に入院中(入所中)である場合において、その退院(退所)に当り、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が主治医または職員と共同し、ご利用者様またはそのご家族等に対して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合、初日の訪問看護が行われた際に1回(厚生労働大臣が定める疾病等のご利用者様の場合、複数日に指導を行った場合2回)に限り所定額に加算します。なお、本加算を算定するご利用者様のうち、厚生労働大臣が定める状態等にあるご利用者様につきましては、さらに特別管理指導加算を加算します。

退院支援指導加算

厚生労働大臣が定める疾病等のご利用者様に対して、保険医療機関から退院するに当たって、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合、初日の訪問看護が行われた日に1回に限り所定額に加算します。

在宅患者連携指導加算

訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、ご利用者様またはそのご家族の同意を得て、医療関係職種間で文書等により共有した情報等を踏まえて療養上必要な指導を行い、指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供を行った場合、月1回に限り所定額に加算します。

在宅患者緊急時等カンファレンス加算

在宅での療養を行っているご利用者様の状態の急変や診療方針の変更等に伴い、医療関係職種等が共同でカンファレンスを行い、共有した情報等を踏まえて、ご利用者様またはそのご家族に対して療養上必要な指導を行った場合、月2回に限り所定額に加算します。

看護・介護職員連携強化加算

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等(※)が必要なご利用者様に係る計画書・報告書の作成や緊急時の対応についての助言、実施状況の確認等の支援を行った場合に加算します。

(※)口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引・気管カニューレ内部の喀痰吸引・胃瘻又は腸瘻による経管栄養及び経鼻経管栄養

訪問看護ターミナルケア療養費

主治医との連携の下に、訪問看護ステーションの看護師等が、在宅または施設で死亡されたご利用者様(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡されたご利用者様を含む)に対して、死亡日及び死亡日前14日以内の計15日間に2回以上訪問看護を行い、「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制についてご利用者様及びそのご家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合、所定額を算定します。